

平成27年度第23回庁議提案 審議・報告・その他
提出日：平成28年3月7日
担当部・課：復興政策部復興政策課〔内線4215〕
建設部建築指導課〔内線5673〕

①件名
復興推進計画（法第17条「応急仮設建築物活用事業」関係）の変更認定について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、応急仮設建築物として建設された行政庁舎や工場、校舎等の使用期間の延長を可能とし、地域の社会基盤の復興に活用させるための特例措置を活用するに当たっては、復興推進計画を策定し、内閣総理大臣による認定が必要である。 【目的】 平成25年4月26日付け宮城第24号で認定された復興推進計画（法第17条「応急仮設建築物活用事業」関係）について、対象建築物の活用事業期間を延長したもの。
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 東日本大震災復興特別区域法 【復興基本計画との整合性 復興基本計画の位置付け：有・無】 第6章 施策の展開 3 震災復興特区制度の活用
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成25年4月26日 計画の認定（宮城第24号） 平成26年3月14日 変更計画の認定 平成27年2月18日 変更計画の認定 平成28年2月5日 復興庁へ計画の変更認定申請 平成28年2月26日 変更計画の認定
⑤主な内容
本市の応急仮設建築物のうち、行政庁舎等の9施設について、必要な建築物を再建するまでの間、活用事業期間を延長した。

	施設名称	変更後	変更前
1	北上総合支所	H25.9.1～H32.3.31	H25.9.1～H28.10.3
2	石巻市立病院開成仮設診療所	H26.3.23～H30.3.31	H26.3.23～H28.9.30
3	夜間急患センター	H26.2.14～H29.3.31	H26.2.14～H28.6.30
4	石巻市雄勝診療所（歯科）	H26.6.22～H30.3.31	H26.6.22～H28.3.31
5	石巻市雄勝診療所（医科）	H27.1.8～H30.3.31	H27.1.8～H28.3.31
6	石巻市水産物地方卸売市場牡鹿売場	H26.4.11～H28.9.30	H26.4.11～H28.4.10
7	石巻立町復興ふれあい商店街	H26.2.17～H29.1.31	H26.2.17～H28.3.31
8	雄勝郵便局	H26.2.15～H31.3.31	H26.2.15～H28.3.31
9	石巻湊郵便局	H26.2.22～H31.3.31	H26.2.22～H28.3.31

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

・市民への影響

市民生活に必要なサービスの機能が維持されるとともに、引き続き、事業等の再開に向けた取組が可能となる。

・市行財政の効果

市の財政負担は生じない。

⑦他の自治体の政策との比較検討

宮城県内において、本特例に関する復興推進計画の認定を受けている自治体

申請主体	認定日等
宮城県 【共同申請】 宮城県・気仙沼市・名取市・多賀城市・ 東松島市・大崎市・亘理町・山元町・ 七ヶ浜町・女川町・南三陸町	25.4.12（宮城第21号） 25.9.13 変更認定 27.1.23 変更認定
単独申請 塩竈市（特定行政庁）	25.9.13（宮城第26号）
単独申請 仙台市（特定行政庁）	26.1.31（宮城第33号）

※本市は特定行政庁であるとともに対象施設が多いことから、変更申請の都度、自治体間の調整等が必要となる共同申請ではなく、単独申請により対応している。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

対象施設の実施主体に対して、存続期間延長の変更認定について周知する。

⑨その他

(参考) 制度概要

復興推進計画による規制・手続の特例措置 ～産業の活性化～
応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例措置（建築基準法の特例）

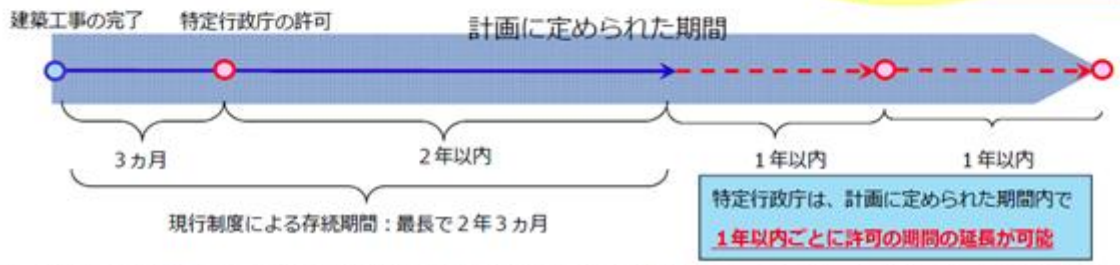
東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、応急仮設建築物として建設された店舗・工場、社会福祉施設、校舎等の存続期間の延長を可能とすることで、地域の社会基盤の復興に活用させる。

現行制度

災害があった場合において建築される公益上必要な用途に供する応急仮設建築物の存続期間は、最長で2年3か月（建築基準法第85条第3項及び第4項）

特例措置

復興推進計画に所在地・用途・活用期間が定められた応急仮設建築物について、特定行政庁[※]が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた場合には、計画の活用期間内において、存続期間の延長を可能とする。



※ 特定行政庁：原則として、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長、それ以外の市町村の区域については道県知事